

# 經濟論叢

第149卷 第1・2・3号

## 哀 辞

故 山岡亮一名譽教授遺影および略歴

いわゆる「コンツェルン」考……………	下 谷 政 弘	1
G・マリーンズの外国為替論 (2)……………	本 山 美 彦	21
マレーシアの原木資源と輸出代替化戦略の問題点……………	中 島 健 二	40
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米台弁企業の位置づけ (3)……………	石 川 康 宏	67
短期調整過程の二類型 (2)……………	森 岡 真 史	79
利益処分会計と剰余金処分会計……………	藤 井 深	97
多属性効用分析の集団意志決定への拡張……………	朴 時 炫	113
ケインズ・利潤・貨幣……………	服 部 茂 幸	140
外部効果と保護政策下の国民経済の形成……………	松 尾 昌 宏	155
1930年代朝鮮における総督府の農村統制……………	朴 ソ プ	171
<b>追 憶 文</b>		
山岡亮一先生を偲ぶ……………	関 順 也	189
山岡亮一先生を偲んで……………	中 野 一 新	193

平成4年1・2・3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## 利益処分会計と剰余金処分会計

藤 井 深

### はじめに

本稿の対象は、第2次世界大戦後間もない1947年から1949年にかけて、アメリカ大企業の一部で行なわれた有形固定資産の取替費補充を目的とした減価償却政策である。そして、本稿の課題は、有形固定資産の取替費補充に関わる5つの異なった減価償却政策の歴史的な発生の原因、および、それらが2つの減価償却政策に収斂していく歴史的な過程の理論的および実務的要因を明らかにすることにある。

本稿では、有形固定資産の取替費補充に関わる5つの減価償却政策のうち、利益処分方式と剰余金処分方式とを取り上げる。利益処分方式の事例としては、利益処分方式から加速償却方式に移行したサン・オイル社、および、利益処分方式から剰余金処分方式に移行したアームストロング・コルク社とを取り上げる。また、剰余金処分方式の事例としては、1949年に剰余金処分方式を採用したグッドイヤー・タイヤ・エンド・ラバー社を取り上げる。

サン・オイル社が利益処分方式から加速償却方式に移行したのは、会計研究公報第35号での剰余金処分方式勧告を背景としながらも、サン・オイル社自身が追加償却費を収益賦課と位置づけていたからである。他方、アームストロング・コルク社が利益処分方式から剰余金処分方式に移行したのは、会計研究公報第35号が利益処分方式の中止と剰余金処分方式の採用を勧告したからであるが、サン・オイル社と違ってアームストロング・コルク社が剰余金処分方式に移行したのは、アームストロング・コルク社自身が追加償却費を利益賦課と見なしていたからであると推測できる。

## II 利益処分方式と剰余金処分方式

### 1. 利益処分方式——サン・オイル社およびアームストロング・コルク社の事例——

1947年に利益処分方式を採用した企業は、アメリカ会計士協会調査部の調査では22社存在したが、私が入手し得た限られた資料では6社存在した。ジョンソン・エンド・ジョンソン社、サン・オイル社、コーン・プロダクツ・リファイニング社、ユナイテッド・フルート社、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社、そして、ソフト社である。この他、資料分析の結果、別稿<sup>1)</sup>で紹介したリベイ・オウンズ・フォード硝子会社が、1948年に利益処分方式を採用し、アームストロング・コルク会社が、1948年の中間財務諸表で利益処分方式を採用していた事が明らかとなった。

これら8社のうち、加速償却方式に修正・移行した企業は、ジョンソン・アンド・ジョンソン社、サン・オイル社、および、リベイ・オウンズ・フォード硝子会社の3社であり、剰余金処分方式に修正・移行した企業は、ユナイテッド・フルート社、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社、ソフト社、および、アームストロング・コルク社の4社であり、残りのコーン・プロダクツ・リファイニング社だけは、1949年まで利益処分方式を継続し、その年で終了した。

調査部の調査では、1947年には22社存在したが、1948年には14社に減少し、1949年には4社にまで減少した。だから、あくまで現段階での限られた資料に基づく推測にすぎないが、有形固定資産の取替費補充策を巡る大局的な動向が、加速償却方式と剰余金処分方式とへの収斂である点と重ね合わせるならば、利益処分方式を巡る以上の動向に、加速償却方式と剰余金処分方式とへの二極分化の傾向が存在したと考えるても大きな過ちではないだろう。

以下では、利益処分方式を採用した企業を紹介するが、加速償却方式と剰余金処分方式とへの二極分化の観点から、加速償却方式へ移行したサン・オイル

1) 拙稿「追加償却会計と取替原価償却会計」経済論叢、第148巻第4・5・6号、1991年12月、174-179頁。

社と、剰余金処分方式に移行したアームストロング・コルク社とを取り上げる。

(1) サン・オイル社の事例

サン・オイル社は、1947年に、既存設備が磨滅する際の取替に備えるために、普通償却と並んで、480万ドルの利益処分を行ない、貸借対照表貸方・リザーブ勘定の固定資産の取替のためのリザーブ項目に繰り入れた。この利益処分は、連結損益計算書の末尾で、「固定資産の取替のためのプロヴィジョン控除前純利益 (NET INCOME BEFORE PROVISION FOR REPLACEMENT OF FIXED ASSETS)」から控除する形で表示され、その後、「剰余金勘定に振り替えられた利益 (INCOME TRANSFERRED TO SURPLUS)」が表示された。営業報告書は、この最後に表示された金額 2,433万9,913 ドルをもって、純利益 (net earnings) と報告した。だから、サン・オイル社は、追加償却費を取益賦課と認識していたのであるが、注記は、固定資産の取替のためにリザーブされた額 (the amount reserved for replacement of fixed assets) を、「利益の処分 (an appropriation of income)」と明言した。また、営業報告書は、利益処分を行なう差し迫った理由 (urgent reasons) に言及し、個人所得に対する高い税率と銀行貸出に対する与信制限の増大を挙げた。

営業報告書および注記の当該部分は以下の通りであった。

「この一年の、原油生産、輸送活動、精製事業およびマーケティング活動における新記録の結果、1947年に、サン・オイル社およびその子会社は、設備や施設を取り替えるためのリザーブとして、480万ドルを積み立てた後の、純利益 (net earnings) 2,433万9,913ドルを達成した。このリザーブは、上昇した価格が原因で、取替のためには、普通償却費が不十分となった事を認識したためである。」<sup>2)</sup>

「設備投資額の大きい製造企業を大いに悩ませている問題がある。それは、

2) *Annual Report 1947 SUN OIL COMPANY*, p. 3.

既存設備の現在の高い建設原価での取替に備えるためには、内国歳入局が認めている減価償却引当金 (the depreciation allowances) では不十分だということである。当社は、既存設備が磨滅する際の取り替えに備えるために、普通償却費と並んで、480万ドルを積み立てたが、それは、この不十分さを考慮したためである。…… [中略] ……

当社はもちろん石油製造業では、設備拡張の資金には、前年までの純利益 (net earnings of previous years) を充てるのが通例である。だから、今回のやり方には、それなりの差し迫った理由があった (Urgent reasons necessitate such a course at this time.)。個人所得に対する高い税率は、本来なら貯蓄や資本投資にまわる資金を吸収している。また、銀行貸出に対する与信制限が開始され、継続されようとしている。だから、公衆の需要に応ずるための油田、製油、運送、販売設備を供給するためには、かなりの額の純利益 (substantial net dollar earnings) が不可欠である。』<sup>3)</sup>

「固定資産の取替のための積立額 (the amount reserved for replacement of fixed assets) は、若干の稼働設備の見積現在取替価値が、帳簿価額を超える部分に適用可能な、見積減価償却費の当期額に相当する、利益の処分 (an appropriation of income) である。』<sup>4)</sup>

財務諸表の要旨は以下の通りであった。

連結損益計算書要旨<sup>5)</sup>

CONSOLIDATED INCOME STATEMENTS

Year Ended December 31

	1947	1946
NET INCOME-BEFORE PROVISION FOR		
REPLACEMENT OF FIXED ASSETS .....	29,139,913	14,726,551
PROVISION FOR REPLACEMENT OF FIXED		
ASSETS .....	4,800,000	—

3) *Ibid.*, pp. 4-5.

4) *Ibid.*, p. 22.

5) *Ibid.*, p. 20.

INCOME TRANSFERRED TO SURPLUS.....\$24,339,913      \$14,726,551

連結貸借対照表貸方要旨<sup>6)</sup>

## CONSOLIDATED BALANCE SHEET

December 31, 1947 and 1946

	1947	1946
CURRENT LIABILITIES :	48,165,168	30,317,755
INDEBTEDNESS TO AFFILIATED COMPANIES		
(not current) .....	224,791	250,464
LONG TERM DEBT :	1,005,648	6,750,914
RESERVES :		
For Contingencies .....	2,528,677	2,766,850
For Sunken Vessels .....	—	867,172
For Replacement of Fixed Assets .....	<u>4,800,000</u>	<u>—</u>
	7,328,677	3,634,022
MINORITY INTERESTS.....	12,273	3,170
CAPITAL :	<u>185,566,397</u>	<u>165,586,659</u>
TOTAL LIABILITIES AND CAPITAL .....	<u>242,302,954</u>	<u>206,542,984</u>

1948年には、加速償却方式に転換し、普通償却費と並んで、700万ドルの加速償却費を計上し、連結貸借対照表借方・固定資産勘定からの控除として表示した。この加速償却政策は、1947年1月1日に遡及する形で採用された。これに伴い、前年の利益処分が加速償却に修正され、連結貸借対照表貸方・リザーヴ勘定の固定資産の取替のためのリザーヴ項目に計上されていた480万ドルを、借方の減価償却引当金勘定 (the Depreciation Reserve) に振り替えた。そして、1947年の損益計算書で、「固定資産の取替のためのプロヴィジョン」として計上されていた480万ドルを、「戦後設備の加速償却費 (Accelerated Depreciation of Postwar Facilities)」として表示し直した。

営業報告書の当該部分および財務諸表要旨は以下の通りであった。

「わが社は、1947年に、固定資産の取替のためのリザーヴとして、480万ド

6) *Ibid.*, p. 19.

ルを積み立てたが、これは、当時以前に取得した設備の、当時は膨張していた現在価値に適用された、わが社の普通償却率を表している。関連する多様な要素を分析した結果、このリザーブは、戦後生産設備に関連して、1948年以前に、わが社が経験した (experienced) 加速償却で代替するのが適切だという事になった。そこで、このリザーブは、貸借対照表では、「固定資産の取替のためのリザーブ」から、減価償却引当金に振り替えられた。そして、それに添付される1947年の損益計算書では、480万ドルは、「戦後設備の加速償却費」として再表示される。」<sup>7)</sup>

連結損益計算書要旨<sup>8)</sup>

## CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

For the Years Ended December 31

	1948	1947 <sup>#</sup>
GROSS OPERATING INCOME .....	\$447,309,191	\$356,841,425
OPERATING EXPENSES		
Costs, Operating and General Expenses .....	330,427,036	276,798,465
Taxes (other than Federal Income Tax) .....	12,569,268	9,100,458
Intangible Development Costs .....	21,938,413	19,403,508
Depletion and Abandonments .....	2,060,309	1,810,826
Depreciation, Retirements and		
Amortization .....	15,707,524	12,730,465
Accelerated Depreciation of		
Postwar Facilities .....	7,000,000	4,800,000
	<u>389,702,550</u>	<u>324,643,722</u>
	57,606,641	32,197,703
OTHER INCOME .....	755,144	519,605
	<u>58,361,785</u>	<u>32,717,308</u>
INTEREST CHARGES .....	307,946	220,913
	58,053,839	32,496,395
PROVISION FOR FEDERAL INCOME TAX .....	15,200,000	8,156,482

7) SUN OIL COMPANY Annual Report FOR THE YEAR 1948, p. 17.

8) Ibid., p. 19.

NET INCOME .....	<u>42,853,839</u>	<u>24,339,913</u>
------------------	-------------------	-------------------

# Restated

連結貸借対照表借方要旨<sup>9)</sup>  
 CONSOLIDATED BALANCE SHEET  
 DECEMBER 31, 1948 and 1947

	1948	1947 <sup>#</sup>
CURRENT ASSETS:	110,572,576	95,883,486
INVESTMENTS (at cost or less):	6,069,566	7,225,005
FIXED ASSETS (at cost):		
Properties, Leaseholds, Plant and Equipment .....	328,003,408	273,433,117
Intangible Assets .....	<u>701,811</u>	<u>698,825</u>
	328,705,219	274,131,942
Less Reserves for Depreciation, Depletion and Amortization .....	<u>169,567,977</u>	<u>142,431,347</u>
	159,137,242	131,700,595
PREPAID AND DEFERRED CHARGES .....	<u>2,805,168</u>	<u>2,693,868</u>
# Restated	<u>278,584,552</u>	<u>237,502,954</u>

このように、サン・オイル社は、利益処分方式から加速償却方式に修正・移行した。これは、サン・オイル社の言う利益処分が、アメリカ会計士協会の言う利益賦課たる利益処分ではなく、追加償却費を収益賦課と位置づけた利益処分であったからである。つまり、サン・オイル社が、別稿<sup>10)</sup>で紹介したリベイ・オウンス・フォード硝子会社と同様に、公報第35号での剰余金処分方式への修正勧告にもかかわらず加速償却方式に移行したのは、サン・オイル社自身が、利益処分方式で表示した追加償却費を、利益賦課ではなく収益賦課と位置づけていたからである。

## (2) アームストロング・コルク社の事例

1947年に、アームストロング・コルク社は、最近の取替原価との関わりでの

9) *Ibid.*, p. 20.

10) 拙稿「追加償却会計と取替原価償却会計」経済論叢第148巻第4・5・6号, 1991年12月, 174-179頁。



償却不足を訴えた後、1948年の中間財務諸表で、資料が入手できないので額は明示できないが、利益処分を行なった。つまり、1948年の営業報告書によれば、1948年上半期における減価償却費の不適切さを、利潤残高を利益剰余金勘定へ振り替える前の純利潤からの一控除 (a deduction from the net profit before transfer of the remainder of the profit to earned surplus) として示した。ところが、1948年の10月にアメリカ会計士協会が会計研究公報第35号「利益および利益剰余金の表示」を公表し、追加償却費を、当期利潤からの一控除 (a deduction from current profit) として表示する実務を否認し、利益剰余金勘定への直接賦課 (direct charges to earned surplus) による表示を勧告した。そこで、1948年の年次報告書では、機械や建物に関する減価償却費の不適切さを、利益剰余金への218万5,000ドルの賦課によって示した。つまり、利益処分方式から剰余金処分方式に転換し、218万5,000ドルを剰余金勘定から控除し、貸借対照表貸方・リザーブ勘定の建物および機械の取替のためのリザーブ項目に繰り入れた。

営業報告書の当該部分は以下の通りであった。

「当社は、1948年上半期における減価償却費のこの不適切さを、1948年8月20日付け中間財務諸表では、利潤残高を利益剰余金へ振り替える前の、純利潤からの一控除として示した。しかしながら、1948年の末に、アメリカ会計士協会の会計手続委員会は、多方面にわたる規制当局の代表との議論を踏まえて、このような項目を当期利潤からの一控除として示す実務を否認する声明を公表した。委員会は、既存の低い原価の固定資産を現在の高い原価で取替えるためにプロヴィジョンが設定される場合には、その事実を、利益剰余金への直接賦課という形で財務諸表に表示するべきである、と勧告した。そこで、当社は、当1948年年次報告書では、機械や建物に関する減価償却費の不適切さを、利益剰余金への218万5,000ドルの賦課によって示した。218万5,000ドルのこのリザーブが、現行税率下での税引き前当期利益352万4,000ドルに対応することに注目して戴きたい。また、1948年の普通償却費は391万8,931ド

ルであった。」<sup>11)</sup>

連結剰余金計算書および連結貸借対照表貸方の要旨は以下の通りであった。

連結剰余金計算書要旨<sup>12)</sup>

## STATEMENT OF CONSOLIDATED SURPLUS

	Year	Year
	<u>1948</u>	<u>1947</u>
Balance at Beginning of Year.....	\$26, 570, 246	20, 872, 222
<b>Add:</b>		
Net Profit of Domestic Companies.....	11, 567, 524	9, 648, 592
Reduction in Reserve against Investment in Foreign Subsidiaries due to increase in underlying net assets during the year	679, 239	323, 398
	<u>38, 817, 009</u>	<u>30, 844, 212</u>
<b>Deduct:</b>		
Cash Dividends:	5, 157, 318	4, 273, 966
Underwriting Commissions and Other Expenses of issuing \$4.00 Cumulative Preferred Stock .....	313, 985	—
Transfer to Reserve for Replacement of Buildings and Machinery	2, 185, 000	—
	<u>7, 656, 303</u>	<u>4, 273, 966</u>
Balance at End of Year.....	<u>31, 160, 706</u>	<u>26, 570, 246</u>

連結貸借対照表貸方要旨<sup>13)</sup>

## CONSOLIDATED BALANCE SHEET

	Dec. 31,	Dec. 31,
	<u>1948</u>	<u>1947</u>
<b>Current Liabilities:</b>	14, 935, 011	14, 479, 684
<b>Reserves:</b>		

11) *Annual Report of the Armstrong Cork Company December 31, 1948*, pp. 7-8.

12) *Ibid.*, p. 23.

13) *Ibid.*, p. 21.

For Wage Earners' Unemployment Benefits...	750,000	750,000
<b>For Replacement of Buildings and Machinery</b> .....	<b>2,185,000</b>	<b>—</b>
	<u>2,935,000</u>	<u>750,000</u>
<b>Capital Stock and Surplus:</b>		
Preferred Stock: (Note 4)		
	<u>25,633,400</u>	<u>16,596,385</u>
Common Stock:		
	10,000,000	10,000,000
Paid-in Surplus .....	24,463,045	24,461,713
Earned Surplus .....	31,160,706	26,570,246
	<u>65,623,751</u>	<u>61,031,959</u>
Total Capital, Surplus and Reserves.....	<u>94,192,151</u>	<u>78,378,344</u>
	<u>\$109,127,162</u>	<u>92,858,028</u>

利益処分方式から剰余金処分方式への移行の事例としてアームストロング・コルク社を選んだのは、この移行過程で、会計研究公報第35号が決定的な役割を果たした点を営業報告書が明示的に記述しているからである。しかし、利益処分方式から加速償却方式への移行の事例の場合に、個別企業が、追加償却費を収益賦課と位置づけていたという私の主張との関わりでは、アームストロング・コルク社が、1948年の中間財務諸表で、「利潤残高を利益剰余金勘定へ振り替える前の純利潤」を、上半期の純利益と認識していた事実が明らかにされねばならない。しかし、そのためには、アームストロング・コルク社の1948年中間財務諸表が必要となるが、おそらく国内では入手が不可能である。そこで、詳しくは、稿を改めて論じるとして、ここでは、利益処分方式から剰余金処分方式に移行した企業4社のうち、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社とユナイテッド・フルーツ社とが、前者の場合には、1947年の営業報告書で、そして、後者の場合には、1948年の営業報告書で、利益処分額を控除する前の当期純利益 (Net income for the year, NET INCOME FOR YEAR) をもって純利益 (net income) と位置づけていた事実を指摘し

ておきたい。つまり、両者は、追加償却費を、収益賦課ではなく利益賦課と見ていたのである。

1949年には、前年に引き続いて、215万3,000ドルの剰余金処分が行なわれ、前年と同様に、建物および機械の取替のためのリザーブ項目に繰り入れられた。追加償却費が、損益計算書末尾ではなく、剰余金計算書に掲記された点は前年と同様であるが、1949年には、貸借対照表の表示が改善され、前年には負債の部に掲記されていたリザーブ勘定が、今年は株主持分の部に掲記された。これは、アメリカ会計士協会の用語委員会が、公報第34号「リザーブという用語の使い方」(1948年10月)で、リザーブという用語の使用を処分済留保利益 (retained income appropriated) に限定し、その後、公報第39号「サープラスという用語の使用の中止」(1949年10月)で、処分済留保利益を株主持分の部に含めるよう勧告した<sup>14)</sup>事が原因である。

連結貸借対照表貸方要旨は以下の通りであった。

連結貸借対照表貸方要旨<sup>15)</sup>  
CONSOLIDATED BALANCE SHEET

	Dec. 31, <u>1949</u>	Dec. 31, <u>1948</u>
<b>Current Liabilities:</b>	12,936,645	14,935,011
<b>Stockholders' Equity:</b>		
<b>Reserves:</b>		
For Wage Earners' Unemployment Benefits...	750,000	750,000
<b>For Replacement of Buildings and         Machinery .....</b>	<b>4,338,000</b>	<b>2,185,000</b>
	<u>5,088,000</u>	<u>2,935,000</u>
<b>Capital:</b>		
Preferred Stock: (Note 3)	25,633,400	25,633,400
Common Stock:	10,000,000	10,000,000

14) 'Discontinuance of the Use of the Term "Surplus"', *Accounting Research BULLETINS* No. 39, Oct. 1949, p. 298.

15) *Annual Report of the Armstrong Cork Company December 31, 1949*, p. 25.

Amount Paid in or Assigned to Outstanding		
Shares in Excess of Stated Capital.....	24, 463, 045	24, 463, 045
	<u>60, 096, 445</u>	<u>60, 096, 445</u>
Earnings Reinvested in the Business		
(i. e. earned surplus)	34, 090, 428	31, 160, 706
Total Stockholders' Equity .....	99, 274, 873	94, 192, 151
	<u>\$112, 211, 518</u>	<u>\$109, 127, 162</u>

そして、1953年になると、1948年以来続けて来た減価償却政策を変更し、1948年以来の累積額1,314万3,000ドルを、留保利益勘定に戻し入れた。その理由として、アームストロング・コルク社は、財務省やアメリカ会計士協会が、取替原価を賄うための追加償却費の損金算入ないし収益賦課を認めそうにない、という見通しを挙げている。

営業報告書の当該部分は以下の通りであった。

「取得原価に基づく減価償却費は、引き続き、建物や機械の取替原価を賄うに不十分であるが、課税実務および会計実務 (tax and accounting practices) は、この事実を反映するのに、当期収益へ賦課する方法 (charges against current operations) を認めていない。この点では、会計実務が将来変更される見込みがありそうにない (There no longer appears any likelihood that future accounting practices will be changed on this point)。そこで、1948年以来累加算的に財務諸表に計上されて来た、建物や機械の取替のためのリザーブを、再投下利益に戻し入れる事にした。」<sup>16)</sup>

再投下利益計算書要旨は以下の通りであった。

再投下利益計算書要旨<sup>17)</sup>

*Earnings Reinvested in the Business*

	<u>1953</u>	<u>1952</u>
Amount at beginning of year.....	38, 764, 945	38, 776, 312

16) ANNUAL REPORT OF THE Armstrong Cork Company and Domestic Subsidiaries  
DECEMBER 31, 1953, p. 6.

17) *Ibid.*, p. 11.

	利益処分会計と剰余金処分会計	(109) 109
Net earnings for the year .....	9,264,978	8,685,259
<b>Restoration of reserve for replacement of buildings and machinery</b>		
	<u>13,143,000</u>	<u>—</u>
	61,172,923	47,461,571
DEDUCT:		
Cash dividends:		
Total dividends .....	5,906,219	5,336,626
<b>Additional provision for replacement of buildings and machinery</b>		
	<u>—</u>	<u>3,360,000</u>
	<u>5,906,219</u>	<u>8,696,626</u>
Amount at end of year .....	<u>55,266,704</u>	<u>38,764,945</u>

このように、アームストロング・コルク社は、公報第35号での剰余金処分方式への修正勧告を明示的に受け入れて、利益処分方式から剰余金処分方式に移行した。しかし、別稿<sup>18)</sup>で紹介したリベイ・オウンス・フォード硝子会社や、本稿で先に紹介したサン・オイル社のような、利益処分方式から加速償却方式に移行した事例との関連では、アームストロング・コルク社が明示的に公報第35号での剰余金処分方式への修正勧告を受け入れた事実だけでなく、1948年の中間財務諸表で追加償却費が利益賦課と位置づけられていた事実が示されるべきである。この点は、先に断ったように、稿を改めての論証で代替するほかない。

## 2. 剰余金処分——グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社の事例——

剰余金処分方式を採用した企業は、アメリカ会計士協会の調査では、1947年に6社、1948年に10社、そして、1949年には8社となっている。このうち私の調査で確認できた企業は、ハーキュリーズ・パウダー社、ヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社、スィフト社、アームストロング・コルク社、アラ

18) 拙稿「追加償却会計と取替原価償却会計」経済論叢第148巻4・5・6号、1991年12月、174-179頁。

イド・ケミカル・アンド・ダイ社，ユナイテッド・フルーツ社，そして，グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社の7社である。そして，この7社のうち，最初から剰余金処分方式を採用した企業は，グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社だけである。

有形固定資産の取替費補充策としての剰余金処分方式は，追加償却方式と取替原価償却方式を取り扱った会計研究公報第33号で，アメリカ会計士協会が，利益処分方式とともに言及した方法である<sup>19)</sup>。詳しくは稿を改めて論じるが，アメリカ会計士協会は，公報第33号「減価償却と高原価」（1947年12月）を公表する段階では，利益処分方式を容認していたが，公報第35号「利益および利益剰余金の表示」（1948年10月）ではこの方式の中止を勧告した<sup>20)</sup>。しかし，アメリカ会計士協会は，公報第33号を公表した段階ですでに，追加償却費を，純利益決定除外項目と認識しており，ただ，その表示方法に関してのみ，利益処分方式と剰余金処分方式との両方を認めていたと考えるべきである。ところが，この表示に関する曖昧な態度が，当期純利益の表示に混乱をもたらしたので，公報第35号で，純利益決定除外項目の表示箇所を，剰余金計算書に限定することにしたのである。だから，アメリカ会計士協会は，公報第33号で，有形固定資産の取替費補充策として，利益処分方式と剰余金処分方式との2つの方法に言及しているように見えるが，本当の所は，剰余金処分方式だけに言及していたと考えるべきである。

以下では，グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社の行なった剰余金処分方式を紹介する。

グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社は，1949年に，ドルの購買力の減少が原因で，追加投資や改善に，戦前の2ないし3倍の費用が必要になったので，300万ドルを，利益剰余金勘定に賦課し，貸借対照表貸方リザーブ勘定

19) 'Depreciation and High Costs', *Accounting Research BULLETINS*, No. 33, Dec. 1947, p. 267.

20) 'Presentation of Income and Earned Surplus', *Accounting Research BULLETINS*, No. 35, Oct. 1948, p. 275.

の偶発損失項目に繰り入れた。しかし、この実務はこの年限りのものであった。

営業報告書は次のように述べた。

「ドルの購買力が減少したので、これらの追加投資や改善には、戦前の2倍から3倍の費用が必要である。大体こうした理由で、利益のかなりの部分を社内に留保する事が望ましい。同じ理由で、我々はまた、300万ドルを、リザーブ勘定に繰り入れた。残念ながら、現在の状況は、こうした必要に、増資で応えるべき程好ましくはない。」<sup>21)</sup>

連結貸借対照表貸方および連結利益剰余金計算書の要旨は以下の通りであった。

連結貸借対照表貸方要旨<sup>22)</sup>

## Consolidated Balance Sheet

	Dec. 31, 1949	Dec. 31, 1948
CURRENT LIABILITIES:	\$41, 244, 522	\$46, 719, 452
FUNDED DEBT:	\$100, 000, 000	\$100, 000, 000
RESERVES		
For sundry liabilities.....	\$9, 777, 124	\$10, 038, 329
For foreign investments .....	14, 363, 169	17, 070, 000
For contingencies (surplus reserve) .....	<u>28, 900, 000</u>	<u>25, 900, 000</u>
	53, 040, 293	53, 008, 329
MINORITY SHAREHOLDERS' EQUITY IN		
SUBSIDIARY COMPANIES .....	15, 547, 668	16, 204, 775
CAPITAL STOCK:	\$68, 445, 532	\$69, 235, 532
CAPITAL SURPLUS, as per statement attached ...	19, 578, 820	19, 614, 740
EARNED SURPLUS, as per statement attached.....	<u>126, 269, 476</u>	<u>120, 171, 989</u>
	424, 126, 311	424, 954, 817

連結利益剰余金計算書要旨<sup>23)</sup>

## Consolidated Earned Surplus Statement

21) *The Goodyear Tire & Rubber Company 51st Annual Report to Shareholders 1949*, p. 7.

22) *Ibid.*, p. 9.

23) *Ibid.*, p. 11.



	Year Ending December 31,	
	1949	1948
<b>EARNED SURPLUS AT BEGINNING OF</b>		
PERIOD .....	\$120, 171, 989	\$107, 263, 992
<b>NET INCOME from consolidated income</b>		
statement .....	<u>20, 230, 520</u>	<u>24, 095, 518</u>
	\$140, 402, 509	\$131, 395, 510
<b>DIVIDENDS of The Goodyear Tire &amp; Rubber</b>		
Company:	\$11, 133, 033	\$11, 187, 521
<b>Appropriation for excess cost of plant</b>		
<b>replacements and additions (added</b>		
<b>to reserve for contingencies) .....</b>	<u>3, 000, 000</u>	—
<b>EARNED SURPLUS AT END OF PERIOD,</b>		
per balance sheet .....	<u>\$126, 269, 476</u>	<u>\$120, 171, 989</u>

### III お わ り に

本稿では、利益処分方式の事例としてサン・オイル社とアームストロング・コルク社の実務を紹介した後、剰余金処分方式の事例としてグッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー社の実務を紹介した。その中では、利益処分方式の二極分化の理論的要因として会計研究公報第35号、および、実務的要因として個別企業による追加償却費の位置づけを指摘した。また、会計研究公報第33号でのアメリカ会計士協会の一方の態度が、本当の所は、剰余金処分方式にあった点を指摘した。利益処分方式の二極分化の理論的要因である会計研究公報第35号、および実務的要因たる個別企業による追加償却費の位置づけについての詳しい分析は稿を改めて行いたい。